

## 保税蔵置場の許可について

関税法第42条第3項の規定に基づき、下記のとおり公告する。

令和8年3月24日

大阪税関長 日置 重人

### 記

- 許可を受けた者の名称及び住所  
三菱倉庫株式会社  
東京都中央区日本橋1丁目19番1号
- 保税蔵置場の名称及び所在地  
三菱倉庫株式会社 南港B-4  
大阪府大阪市住之江区南港南3丁目6番75号
- 保税蔵置場の構造、棟数及び延べ面積  
鉄骨造ALCパネル側壁耐酸被覆鋼板葺平家建  
1棟 5,721平方メートル（うち屋外 1,119平方メートル）
- 蔵置貨物の種類  
輸出入一般貨物
- 許可の期間  
自 令和8年4月1日  
至 令和10年6月30日